

三浦市都市計画マスタープラン(案)及び三浦市立地適正化計画(案)に関するパブリックコメントの結果

【三浦市都市計画マスタープラン(案)】

1 意見等の募集期間 令和6年11月27日から令和6年12月26日まで

2 意見等の受付件数 3人・10件

3 意見等の内容とそれに対する市の考え方

意見等の内容とそれに対する市の考え方は次のとおりです。なお、いただいた意見等は、既に関連する記載をしている内容や本計画に示す事項以外の内容、今後の取組の参考とさせていただく内容などであったため、これらを踏まえた計画の修正は行っておりません。

No.	ページ	意見等の内容	市の考え方
1	ー	○近所と三浦海岸に犬の遊び場を建設 若者の人口は減少している一方で、ペットの飼い主は増加しています。この増加により、ペットの飼い主がビーチを含む公共の場所で犬を排泄させることが多くなり、近所でいくつかの問題が発生しています。 犬の遊び場の設置は、子供の遊び場を作ることに似ています。犬の遊び場は、犬の飼い主同士が交流し、ペットが適切な場所で排泄するための専用スペースを提供します。犬の遊び場は、責任あるペットの飼育を促進し、飼い主間の情報共有を促進する場としても機能します。 遊び場は、子供の遊び場を作るようなものです。犬の飼い主が同じ考えを持つ人々を見つけることができ、ペットが排泄することもできます。ドッグパークは飼い主のマナーを規律し、情報を共有する場にもなります。	犬の遊び場（ドッグパーク）については、現在、市で設置する予定はございませんが、ペットの飼い方・飼育マナーに関するご意見として承りました。 本市では、ペットの排泄物に関する相談が年に数件寄せられており、希望者に対して、ペットの排泄物放置禁止を啓発するための看板の配布を行っています。飼い主がマナーを守りペットを適正に飼育していただくよう、管轄する神奈川県保健福祉事務所と連携し、引き続き普及啓発に取り組みます。
2	15	○水産業の就業者について 水産業（漁業）就業者割合の県内比較がありますが、マスタープランは今後10年のまちづくりを検討するものですので、漁業者という就業のハードルが高いと見られがちな業種に対してどう就業者を維持していくのかが大切です。そうした見通しがあれば記載していただきたく、また下記の気仙沼での取組も参考になるので、こちらをベースに海業の関連も踏まえて検討いただければと思います。 （フィッシャーマン・ジャパンについて） Fisherman japan フィッシャーマン・ジャパン 公式サイト	漁業の就業者の維持については、平成28年に行政や三崎漁港を取り巻く地域の関係者がとりまとめた『三崎漁港「水産業・漁港を核とした振興ビジョン」』において、後継者の確保にあたっては、漁業収入の低迷がボトルネックとなっていることから、海が持つ多様な価値や潜在能力を活用して地域の活性化を図る「海業」に取り組むことで、漁業収入を核としながら、新たな収入を確保する取組を推進するとしており、具体には、三崎漁港の地域資源を活用し、漁業者による直販や加工、飲食への取組や漁業体験等の観光業との連携を推進するとしています。 本マスタープラン（案）では、「第3章 分野別の方針」-「5. 都市基盤の方針」において、海業を支える施設（漁港・市場）の機能強化や多目的利用を推進する方針を、「第3章 分野別の方針」-「2. 都市の活性化の方針」において、漁港整備や経営支援、三浦ブランドの価値向上等により海業の核となる水産業（漁業）の活力を維持するといった方針を掲げています。
3	23	○グリーンインフラについて 年中野菜が栽培でき、農地が更地の期間が短い三浦市の農業の特性上、利活用されている農地においては野菜が水分を吸収し、土砂の流出を防ぎますが、今後空家と同様に空農地（所有者不明農地含め）が増えることで、土砂流出に伴う住宅地への土砂災害が懸念されます。これらを少しでも防いでいくために、空き家バンク同様、農地においても貸農園の仕組みを市主体で導入し、将来的に農家になりたいがまずは農地をもたずに始めてみたいと考え、移住者に対して門戸を開くことで、災害対策、移住対策、農業振興を同時解決していくことが必要と考えられますので、市としても同様の方針でしたらその点具体的に記載願います。	農業従事者の減少に伴う遊休農地の対策については、認定農業者など担い手と呼ばれる農家の方々へ耕作していただくよう集積を進めているところです。 貸農園については、現在、市主体で導入する予定はありませんが、地域によっては将来的な遊休農地の有効な活用策の一つと考えられますので、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	ページ	意見等の内容	市の考え方
4	31	P31に記載されている「令和27年における将来人口は、最新の人口推計値に基づいて、約26,000人に設定し」とあるが、人口減少に歯止めをかける意思すら感じられない右肩下がりの推計値で、都市計画を進めることに疑問を感じた。 この将来人口を、最悪の場合の将来値として意識しながらコンパクトシティを目指すことは大切ではあるが、都心から1時間ちょっとという自然あふれる立地を活かして、三浦市の魅力によって、人口減に抗っていく将来人口の目標値も制定してほしいと感じた。	国が策定した都市計画運用指針において、都市計画の一体性の観点から、市町村マスタープランと県が策定する都市計画区域マスタープランは、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に基づく同一の予測人口を前提とすべきであるとされており、本マスタープラン（案）の将来人口も国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の値に基づき設定しています。
5	34	P34の「将来都市構造」では、今後の三浦市に大きく関わる ・京急による三戸地区再開発 ・二町谷地区埋立地による海業プロジェクト (P64のテキスト情報だけでは不十分) ・小網代湾の上に橋を通す大プロジェクトである西海岸線 への言及が少なすぎる。特に、三戸地区再開発は、将来都市構造図などにもほとんど描かれていない。	「将来都市構造」は、市内の各地域や市外との交流を促進する拠点である「都市核」、都市機能の集積や美しい自然環境など各地域の特性を活かした都市づくりを進める「地域交流ゾーン」、市内各地や市外との連携を促進する交流ネットワークである「都市軸」で構成され、それぞれの方針を示したものであり、個別の事業については示していません。 ご意見のあった各事業の現状等については、「第3章 分野別方針」や「第4章 地域交流ゾーンの方針」に記載しています。
6	38	P38の土地利用の方針においては、観光だけに依存するのではなく、若者が稼げる仕事場をもっと積極的に増やす施策を盛り込むべきと考える。 たとえば、商業地においては、千葉県鴨川市にある亀田メディカルセンターのような高度医療施設を積極的に誘致すべきと考える。 一方、工業業務地においては、地下水汚染をしないことを条件に、農地などを整理して、半導体工場の誘致なども検討すべきと考える。 農業エリアにおいては、高齢化している農業従事者が耕作できなくなっても不安なく農地を継承できるように、企業による農業参入も積極的に検討していくべきと考える。	仕事場を増やす施策については、『第2期三浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略』において、「三浦市における安定した雇用を創出する」ことを目標の一つに掲げ、「農業・漁業、観光業の連携による観光振興」「経営支援・企業誘致」「水産業・農業・商工サービス業の振興」に取り組んでいます。具体には、二町谷地区埋立地への企業誘致や、農業産出額を維持するための営農環境の改善や農業後継者不足の改善等を行っています。 商業、工業及び農業に利用する区域については、本マスタープラン（案）のP40の土地利用方針図に示した区域とし、それぞれの目的や地域の特性に応じた土地利用の誘導を図る方針としています。
7	39	P39の市街化調整区域に関しては、三浦市に宿泊施設が少ないことを一時的に補完する目的で、費用をあまり掛けない簡素なキャンプ場を作る手もあると考える。	市街化調整区域の土地利用については、「第3章 分野別の方針」-「1. 土地利用の方針」-「（2）市街化調整区域」において、農地や自然環境の保全・活用のほか、地域の性格と必要性の範囲内での一定の都市的土地利用を図るなどの方針としています。 宿泊施設については、本マスタープランの改定とあわせて策定する立地適正化計画において、誘導施設に準ずる施設と位置づけ、中心拠点や地域・生活拠点に立地を誘導します。
8	42	P42の（2）公共交通においては、①の鉄道に関して、三戸地区再開発に合わせて、せめて、小網代湾のそばまで、京急を延伸することを盛り込むべきと考えます。 また、③の移動環境の充実に関しては、現在の自転車コースは、どこも車との距離が近くて非常に危険です。これから作る西海岸線では、橋も含めて、自転車専用コースをきちんと用意して、安全に、自転車移動ができるように工夫すべきと考えます。	鉄道の延伸計画（三崎口駅以南）については、具体的なルート等が確定していないことから、「第3章 分野別の方針」-「2. 都市基盤の方針」-「2-1 都市交通」-「（2）公共交通」-「①鉄道」に記載のとおり、計画の具体化に向け関係機関との調整を進めてまいります。 都市計画道路西海岸線については、一般部・橋梁部ともに、幅員4.0mの自転車歩行者道（専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分）が設置される計画です。

No.	ページ	意見等の内容	市の考え方
9	68	○油壺の位置づけについて 案では「海や緑を発信するゾーン」であり、「観光資源を活かしたリゾート地」とされていますが、交通アクセスやマリンパークの閉館等を理由に実態として三浦半島全体で見た時に同様のエリアは多数あり、構想を実現していくことは難しく感じております。該当箇所に記載の通り、油壺は「三浦一族終焉の地」であり、道寸が自害した新井城の跡地がある場所です。そのため「歴史・文化を創出するゾーン」として、例えば大河ドラマの影響が覚めぬうちに、クラウドファンディング等を通じた新井城の復刻等を用途地域の制限内で行い、他の地域ではない魅力を観光客に感じてもらうための仕掛けが必要と感じます。「歴史・文化ゾーン」とすることができれば、「海水浴」「三崎・城ヶ島観光」「小網代の森散策」といった単発的な訪問による日帰り観光プランに、歴史・文化散策という新たな契機が創出されることで、市が今後目指していると考えられる滞在型の観光ビジネスに結び付けることにもつながります。	油壺周辺については、民間事業において、油壺マリンパークの跡地における滞在拠点の整備に向けた土地利用転換が検討されており、また、交通アクセスとしては、神奈川県により都市計画道路西海岸線の整備が進められています。 このことから、本マスタープラン（案）では、「本ゾーンの豊かな自然環境については、引き続き保全しつつ、地域の観光資源を活かしたリゾート性のある商業地として発展及び自然環境に富んだ住宅地の形成」を目指す方針としています。 なお、ご意見をいただいた歴史的資源を活かした観光振興の視点は、今後の取組の参考とさせていただきます。
10	74	○市民の役割について 他の計画等に関するパブコメも同様ですが、パブコメがでない、出たとしても1~2件というものも多いと思います。市からするとあまり関心をもたれていないと考えてしまいがちですが、市民の立場で関心がないわけではなく9割方完成されている計画等をみても、その時点で意見を言っても計画に反映されていないという諦めも一部含まれていると考えられます。（左記の見解は当方が自治体の地域づくりに関する仕事に一部携わる中で感じる見解です） そのため当該事業を進める各種審議会において市民枠や移住者枠（移住〇年以内等）等を作る、下記に示す神戸市のゼロパブコメの仕組みを検討するなど、一部の専門家等だけでない形式で、地域づくりのプロセスを図るなどの手法が今後ますます重要ですので、その部分にも可能な限り言及ください。 （神戸市のゼロパブコメ） 官民連携のノウハウを生かし起業 神戸市名物課長の視点 Forbes JAPAN 公式サイト（フォーブス ジャパン）	本マスタープランの改定にあたっては、三浦市都市計画審議会（学識経験のある者、市議会議員、神奈川県の職員、市民の区分で構成、計13名）に臨時委員2名を加え、検討密度を高めるために小委員会を設置して議論しています。また、素案の段階で市民説明会を開催し、広くご意見をいただく機会を設けながら進めてきました。 市民の役割については、「第5章 実現に向けた取組」-「1. 市民、事業者及び市（行政）との協働による都市づくり」-「（1）市民の役割」において、行政計画を策定・改定する際のパブリックコメントやワークショップ等への参画だけではなく、都市づくりや地域のまちづくり活動に主体として関与していただきたいという思いから、1つ目に「本市に誇りや愛着を持ち、都市づくりや地域のまちづくり活動に積極的に参加します。」と記載しています。 また、「第5章 実現に向けた取組」-「3. 都市計画マスタープランの見直し」-「（3）機動的な対応」において、本マスタープランの改定後においても、社会経済状況の変化に柔軟に対応するため、新たな事業等を本マスタープランに追加明示できる仕組みを記載しています。この仕組みによる本マスタープランへの発意は、市（行政）だけではなく、市民や事業者も行うことができるものとしています。 主に市（行政）が主導する都市づくりの施策・事業に取り組む際の市民参加の仕組みについては、各施策・事業の内容に応じて検討してまいります。

三浦市都市計画マスタープラン(案)及び三浦市立地適正化計画(案)に関するパブリックコメントの結果

【三浦市立地適正化計画(案)】

1 意見等の募集期間 令和6年11月27日から令和6年12月26日まで

2 意見等の受付件数 2人・2件

3 意見等の内容とそれに対する市の考え方

意見等の内容とそれに対する市の考え方は次のとおりです。なお、いただいた意見等は、本計画に示す事項以外の内容や今後の取組の参考とさせていただく内容であったため、これらを踏まえた計画の修正は行っていない。

No.	ページ	意見等の内容	市の考え方
1	ー	○近所と三浦海岸に犬の遊び場を建設 若者の人口は減少している一方で、ペットの飼い主は増加しています。この増加により、ペットの飼い主がビーチを含む公共の場所で犬を排泄させることが多くなり、近所でいくつかの問題が発生しています。 犬の遊び場の設置は、子供の遊び場を作ることに似ています。犬の遊び場は、犬の飼い主同士が交流し、ペットが適切な場所で排泄するための専用スペースを提供します。犬の遊び場は、責任あるペットの飼育を促進し、飼い主間の情報共有を促進する場としても機能します。 遊び場は、子供の遊び場を作るようなものです。犬の飼い主が同じ考えを持つ人々を見つけることができ、ペットが排泄することもできます。ドッグパークは飼い主のマナーを規律し、情報を共有する場にもなります。	犬の遊び場（ドックパーク）については、現在、市で設置する予定はございませんが、ペットの飼い方・飼育マナーに関するご意見として承りました。 本市では、ペットの排泄物に関する相談が年に数件寄せられており、希望者に対して、ペットの排泄物放置禁止を啓発するための看板の配布を行っています。飼い主がマナーを守りペットを適正に飼育していただくよう、管轄する神奈川県保険事務所と連携し、引き続き普及啓発に取り組めます。
2	84	○空き家について 現在は空き家バンク等制度を使った有効活用という手段で土地の利活用を図ることができますが、今後さらに増加する空き家に対して、空き家バンクという制度だけでは限界があります。昨今の法改正による行政代執行を視野に、「解体（解体のための予算計上含む）」及び「解体後の土地活用」を5年後、10年後を見据えて現段階から検討するような形をとっていくことが必要と考えます。	空き家については、市による行政代執行を目標とするのではなく、所有者責任の観点からも、所有者等により適切に管理してもらうよう粘り強く指導を実施する方針としています。 しかしながら、そのまま放置すれば倒壊等により周辺住民や通行者に危険を及ぼす恐れがあるような場合には、行政代執行も検討する必要があると考えています。